

戸籍謄抄本・身分証明書等交付請求書

(宛先) 上越市長		令和 年 月 日	
窓口に 来た人	住所 電話番号 ()		※請求には窓口に 来た人の 本人確認 書類が必要
	フリガナ	生年月日	
	氏名	大・昭・平・令 年 月 日生 (署名又は記名)	
どなた でも 必要 な もの が	本籍	上越市	戸籍 除籍 原戸籍
	筆頭者	※筆頭者は亡くなくても変わりません。 氏名: 明・大・昭・平・令 年 月 日生	
	対象者は	☐ 窓口に来た人と同じ ☐ 依頼した人と同じ ☐ その他 氏名	
	関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ その他 ☐ 直系尊属・卑属…父母、祖父母、子、孫等	
	詳細	☐ 出生・()～死亡・() の ☐ 親子・夫婦・関係者証明	
請求理由等	【関係がその他の場合、請求理由(詳細は裏面参照)】		
	【公的年金給付に係る手数料の減免 (第三者請求の場合、その請求理由も兼ねる)】 年金種別(未支給・遺族・厚生・国民・) 提出先(年金事務所・) 請求者(窓口に来た人・依頼した人)		
【委任状】 依頼した人が署名又は記名押印してください(法人は代表者印等の押印必要)。 ※委任状が不要な事例については裏面参照			
依頼した人	住所 電話番号 ()		
	氏名	大・昭・平・令 年 月 日生	
減免根拠	手数料条例 第5条 第1項 第 号		
本人確認書類	免・パ・在・番・住・資・関・その他 ()		

請求に当たっての注意事項

■ 受理証明書、記載事項証明書については、別途お問合せください。

- 窓口に来た人の本人確認書類(以下1、2のいずれか)
- 官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証、証明書等
・個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等
 - 上記1がない場合、以下①1点と②1点か、①を2点
①健康保険の資格確認書・健康保険の被保険者証・介護保険の被保険者証
各種年金証書等
②学生証・法人発行の身分証明書等で顔写真付きのもの
- 代理人が請求する場合に必要なもの(以下1、2のいずれか)
- 依頼した本人が署名又は記名押印した委任状
 - 法定代理人であることを証明する書類
・親権者…発行後3か月以内の親権が確認できる戸籍謄本等(持参できない場合、別途お問合せください)。
※当市の戸籍で確認できる場合は不要
・成年後見人…発行後3か月以内の登記事項証明書等
- ※ 自身の戸籍等の請求を配偶者又は直系尊属・卑属に依頼する場合、当市の戸籍で関係が確認できれば上記1、2は不要です(身分証明書を除く)。
- 戸籍、除籍、原戸籍を法人の代理人が請求する場合に必要なもの
- 法人の代表者が作成した委任状
 - 法人の代表者資格証明書
- 戸籍、除籍、原戸籍を第三者が請求する場合に記載する請求理由
- 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
・権利・義務の発生原因や内容と、その権利行使又は義務履行のために戸籍等の確認を必要とする理由を、詳細に記載してください。
 - 国又は地方公共団体の機関に提出する場合
・戸籍等を提出する国又は地方公共団体の機関名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
 - その他の理由で請求する場合
・戸籍等の利用目的や方法と、その利用を必要とする理由を記載してください。
- ※ 請求書に記載された内容では請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
- ※ 身分証明書、独身証明書は第三者が請求することはできません。
- 戸籍、除籍、原戸籍に係る罰則
偽り、その他不正な手段により戸籍等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。
- 戸籍電子証明書
提供することができる事務は、旅券発給申請、外務省設置法による身分関係事項に関する証明、道路交通法による免許証の記載事項の変更に係る事務

※ 記載された個人情報、本業務以外には使用しません。 令和7年3月